

つぎ
次の2つのことは
とく
特に大切なことなので、
ちから
力を入れて取り組んでいくよ。



じゅうてん
重点1

ぎゃくたい たいばつ ほうしおよ せきうさいどう とりくみ
虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組

じどうぎゃくたい たいばつ
児童虐待、体罰、いじめ、さまざま悩みや困りごとのある子どもを手助けします。
<例>・子育てにひどく悩んでいる親を手助けします。
・子どもが虐待やいじめについて相談しやすくします。

じゅうてん
重点2

こ さんか しえん とりくみ
子どもの参加を支援する取組

こどものじしゆてき、自発的な活動の手助けをしたり、「子ども集会」を行ったりして、市・区・中学校区の「子ども会議」との連携や交流などを進めます。
<例>・子ども会議に参加することで、子どもが市に意見を言う手助けをします。
・こども文化センターや子ども夢パークなどの施設運営において、子どもの意見が反映されるようにします。

こ けんりじょうれい たいせつ けんり
子どもの権利条 例で大切にしている7つの権利

- ① あんしん い けんり
安心して生きる権利 : 子どもは、愛情と理解をもって育てられ、あらゆる差別を受けず、安全・安心に生活できます。
- ② あいのままの自分でいる権利 : 子どもは、一人ひとりの違いが認められ、秘密が守られ、人として大切にされます。また、ホッとできる場所で楽しく遊んだり、体を休ませたりできます。
- ④ じぶん ゆた ちから
自分を豊かにし、力づけられる権利 : 子どもは、遊んだり、学んだり、幸福を求めたりする中で、豊かな成長や自信につながるよう励まされ、力づけられます。
- ⑤ じぶん き けんり
自分で決める権利 : 子どもは、成長にあわせて、おとなのアドバイスを受けながら、自分のことを決めることができます。
- ⑥ さんか けんり
参加する権利 : 子どもは自分を表現したり、自分の意見や考えを表したり、社会活動に参加したりすることができます。
- ⑦ こべつ ひつよう おう しえん
個別の必要に応じて支援を受ける権利 : 子どもは、置かれた状況が違っても差別を受けることはありません。



11月20日はかわさき子どもの権利の日

こ けんり
子どもの権利に

かん せう どう けんり かく
関する行動計画

れいわ ねんど ねんど
<令和2(2020)年度~令和4(2022)年度>

かわさき市には、子どもを一人の人間として大切にし、子どもが自分らしく生きることが出来ることを目的とした、「川崎市子どもの権利に関する条例(市と市民の約束)」があります。
この条例では、市全体で計画的に子どもの権利を守るため、「子どもの権利に関する行動計画」をつくることを決めています。

これまで取り組んできたこと

- ・「子どもの権利」の広報
- ・子ども会議や子ども運営会議(子どもの参加)
- ・子ども夢パーク(子どもの活動拠点づくり)
- ・子どもあんしんダイヤル(子ども専用の救済窓口)など

いろいろ、取り組んではいるけれど・・・

こ けんり
子どもの権利をめぐる状況



けいかく すず かた ちえつく ひょうか けんしょう
計画の進め方とチェック(評価・検証)

- 市役所や区役所が一体となって、子どもの権利を守ります。
- 子どもに関わる職員が、子どもの権利についてよく知ります。
- 市民や市民グループなどと協力して子どもの権利を広めます。
- それぞれの取組を担当しているところが、進み具合を確認します。
- 「川崎市子どもの権利委員会」が第三者として、川崎市で子どもの権利が守られているかをチェックし、また、市の取組具合もチェックして意見を言います。

第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画(概要版)

発行日 令和2(2020)年3月
川崎市こども未来局青少年支援室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2344 FAX 044-200-3931
メールアドレス 45sien@city.kawasaki.jp

川崎市 子どもの権利条例

検索



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

計画の考え方と全体像（体系）

この計画は、市がやっていること一つひとつ（各施策）と、条例の子どもの権利に関する考え方（理念）が、どのように関係しているかはっきりわかるようにつくりました。

1 基本目標

条例の考え方（理念）をもとに、子どもの権利を守るためにめざす3つの基本目標です。

(1) 子どもの安心と自己肯定感の向上

すべての子どもが差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、安心して生活し、自信（自己肯定感）が持てることをめざします。

(2) 子どもの意見表明・参加の推進

いろいろなところで、子どもの意見をきく場をつくり、その意見をとりいれることをめざします。

(3) 子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもの居場所があって、いつでもどこでも相談でき、いきいきと育つことができる、「子どもにやさしいまち」をめざします。

自己肯定感というのは、「どんな自分でも、ありのままにいていいんだ、だいじょうぶなんだ」と思える気持ちのことだよ。

目標が数字になっていてわかりやすいね。

2 施策の方向

5つの施策の方向ごとに数字で目標を決めました（成果指標）。

施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

子どもの権利について、多くの人に知ってもらったり、子どもの権利について学習できるようにします。

成果指標	条例を「知っている」「聞いたことがある」と回答する市民の割合	R4までの目標	49.7%（子ども）	→	54.0%以上
			38.3%（大人）		43.0%以上

施策の方向Ⅱ 個別の支援（条例第2章）

子どもが生まれた国や家庭のちがひ、障害があるなどで差別を受けることなく、必要な手助けが受けられ、おたがいのちがひを認め合ってだれもがくらしやすいようにします。

成果指標	文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず「大切にされていると思う」と回答する割合	R4までの目標	80.3%（子ども）	→	83.0%以上
			75.2%（大人）		77.0%以上

施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

家庭、保育園・幼稚園、学校や、地域など、子どもが過ごすところで子どもの権利が守られるようにします。

成果指標	条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合	R4までの目標	22.6%	→	13.0%以下

施策の方向Ⅳ 子どもの参加（条例第4章）

いろいろなところに子どもが参加して、意見を出し、その意見ができるだけとりいれられるようにします。

成果指標	地域の行事や話し合いに参加したことが「ない」と回答する子どもの割合	R4までの目標	70.6%	→	60.0%以下

施策の方向Ⅴ 相談及び救済（条例第5章）

子どもが相談しやすいふんいきをつくり、困りごと（課題）や悩みの内容にそって話をきき、解決をめざします。

成果指標	困ったり悩んだりしたときに「どの相談・救済機関にも相談しない」と回答する子どもの割合	R4までの目標	52.4%	→	47.0%以下

3 推進施策と取組

5つの施策の方向の下に、条例の条文に基づく24の推進施策、45の取組を配置しました。

施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

- 子どもの権利の日のイベントを市民と一緒に作る
 - パンフレットなどを使った広報
 - 学校等での子どもの権利についての学習
- など

施策の方向Ⅱ 個別の支援

- 子どもや家庭に配慮おしらせなどは、ふりがなをふったり、簡単なことばをつかったやさしい日本語にする
 - 障害がある子どもへの、一人ひとりに合った手助け
 - 障害がある人や外国につながりがある人など、さまざまな人が一緒に暮らしていけるようにする
- など

施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

- 親などが子育てしやすいように手助けをする
 - 子どもにかかわる先生や職員が、子どもの権利をよく守れるように研修する
 - 子どもにとって大切な「居場所」を少しでも多く確保する
- など

施策の方向Ⅳ 子どもの参加

- 子ども会議や学校の生徒会活動、こども文化センターの子ども運営会議など、子どもが意見を言える場を確保する
 - 市のイベントの企画に参加できるようにする
- など

施策の方向Ⅴ 相談及び救済

- 子どもあんしんダイヤル（人権オンブズパーソン）などによる悩み相談と解決に向けた手助け
 - 子どもが相談しやすいふんいきをつくる
 - 相談カードやホームページなどで、相談窓口を広く知らせる
- など